

1. 整備基本計画改定にあたって

(1) 改定の目的

区内には、公園（都立、区立）、緑地、児童遊園、憩いの森、街かどの森など様々な施設があるが、子どもたちが自然の中で自由に遊べる空間はほとんどない。一方で、区内には農地・屋敷林・雑木林など「練馬の原風景」（注１）といえる場所が多く残っている。

練馬のみどりを継承し、将来にわたり保全していくためには、次代を担う子どもたちが地域のみどりに直接触れ、親しみ、自由な遊びを通じた「原体験」（注２）によって、その豊かさや価値を実感することが重要である。

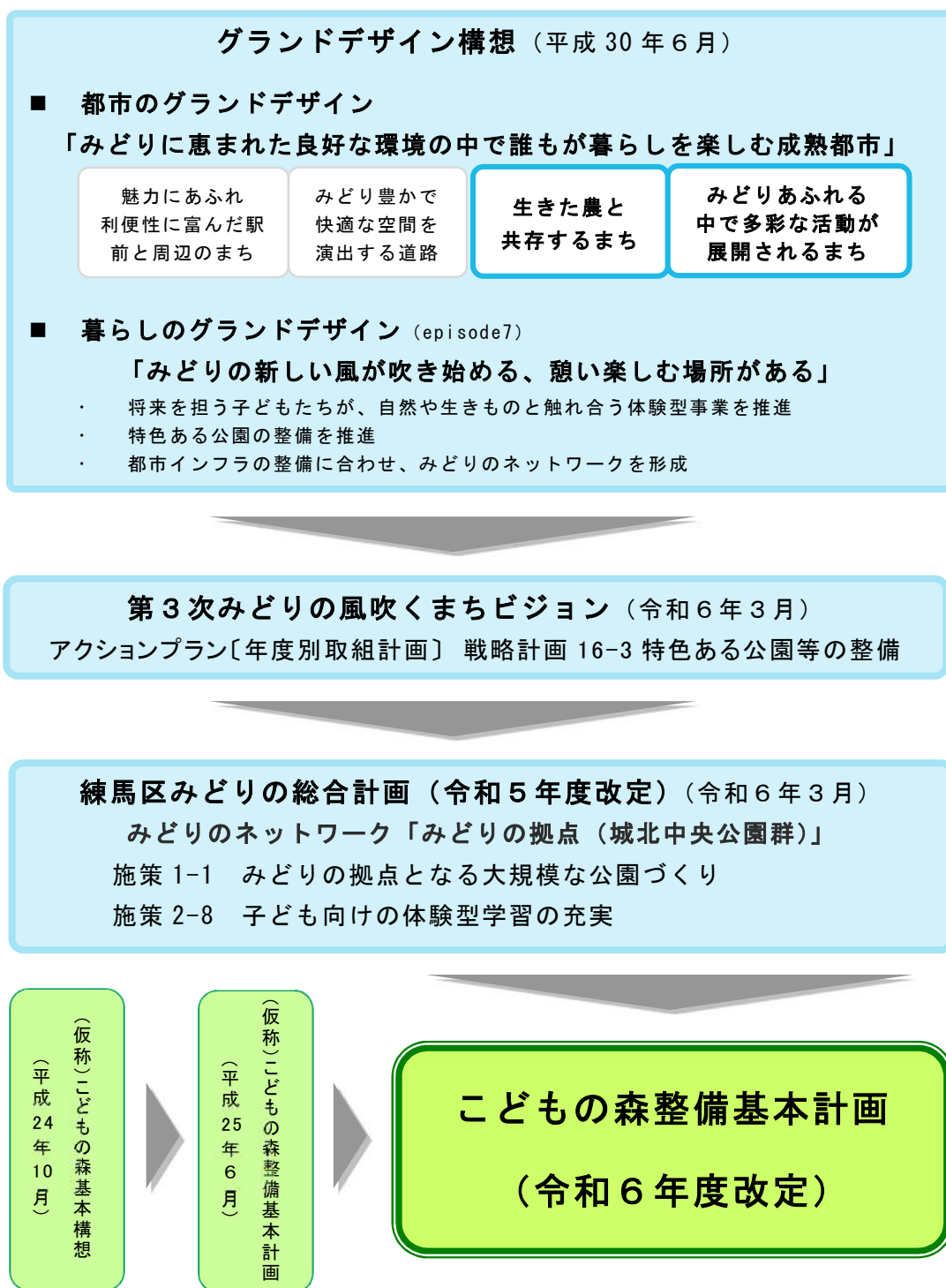
こうした現状認識と事業検討の背景を踏まえ、子どもたちが練馬のみどりの中で交流しながら楽しむ自然体験や自由遊びを通して、地域や環境への愛着を深めることにより、練馬のみどりの保全と創出に向けた意識を高めていくことを目的として、平成 25 年 6 月に「（仮称）こどもの森整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。平成 27 年 4 月には、練馬区立こどもの森緑地を東京都市計画緑地第 78 号羽沢緑地の一部に開園した。

今般、開園区域に隣接した用地の取得等の目途が立ったことから、「整備の考え方と方針」、「管理運営の考え方」は継承しつつ、羽沢緑地における次期拡張整備に向けて、基本計画を改定する。あわせて、時点修正やわかりやすい表現への修正を行う。

（注１） 練馬で昔から多く見られた農地、屋敷林、雑木林の風景を「練馬の原風景」と定義する。

（注２） 人間の形成にとって必要とする体験学習の一つで、人間の五感（視・聴・嗅・味・触）を使った初歩的な体験を示す。その他の学習体験としては、自然的体験、社会的体験、経済的体験、文化的体験がある。（出典：環境教育指導辞典、佐島群巳）

(2) 上位・関連計画との関係



(3) 条例上の位置付け

練馬区立こどもの森緑地は、都市公園法に基づいて設置する都市公園、かつ練馬区立都市公園条例上の都市公園である。ただし、一般的な公園とは異なることがあるため、維持および管理については練馬区立こどもの森緑地条例により定めている。